

医療的ケアに関するQ & A

Q1 いつ頃から入学について準備を進めたらよいですか？

A 入学する1年前から、市町村で行う就学相談、特別支援学校で行う教育相談、学校見学会、入学説明会等に参加していただき準備を進めていきます。ご不明な点は、市町村教育委員会または県教育委員会特別支援教育課まで、ご相談ください。

Q2 医療的ケアに関する相談はどこにすればよいですか？

A 入学予定の特別支援学校までご相談ください。

Q3 医療的ケアを行うにあたり、診断書等の書類は必要ですか？

A 入学説明会の際に書類をお渡しします。その中の「医療的ケアを必要とする児童生徒についての診療情報提供書」は主治医に作成していただくものです。これをもとに医療的ケアの実施について校内で検討します。「医療的ケアを必要とする児童生徒についての診療情報提供書」は原則1年に一度提出をお願いしています。診療情報提供書作成においては、医療保険の対象となるため、保護者の負担が不要となります。（一部、対象外の場合については、県が負担します。）
また医療的ケアの内容及び主治医の変更等が生じた場合は、その都度、提出をお願いします。

Q4 医療的ケア検討委員会とはどのような組織ですか？

A 医療的ケア指導医をはじめ、校内で医療的ケアに関わる教職員で構成されます。主治医の診療情報提供書・指導医の指示書をもとに記載された内容が、学校の教育活動の中で安全に実施できるかどうかを検討し、医療的ケアの実施の可否を決定します。

Q5 入学後の付き添い期間はどの程度ですか？

A 個々によって異なりますが、約2週間から1か月程度を予定しています。
お子様に必要な医療的ケアを安全に実施できるように、ご協力をお願いします。

Q6 医療的ケアに必要な物品は学校で保管してもらえますか？

A 保護者の責任の下で管理をお願いします。基本的には登校時に持参し、下校時に持ち帰っていただきます。

Q7 校外学習には保護者が付き添う必要がありますか？

A 日帰りの校外学習において、主治医及び保護者の同意があり、指導医を含めた医療的ケア児校外学習実施検討会にて実施可能と判断された場合は、看護師が同行して医療的ケアを行います。
泊を伴う校外学習の場合は、保護者の希望及び主治医の同意があり、医療的ケア検討委員会にて実施可能と判断された場合は、看護師が同行して医療的ケアを行います。
いずれも個別の対応となりますので、詳しくは入学予定の特別支援学校までご相談ください。

Q8 スクールバスには乗車できますか？

A 登下校時のスクールバスには看護師が同乗していないため、乗車中に医療的ケアが必要となる可能性がある場合は乗車できません。
校外学習において看護師が同行する場合は医療的ケアを行うことができるため乗車することができます。

Q9 訪問教育の児童生徒がスクーリングをする際は、看護師が医療的ケアを行うことができますか？

A 看護師に対する指示書がないため、スクーリングの際の医療的ケアは保護者に行っていただきます。

県立特別支援学校一覧はこちらからご確認ください。

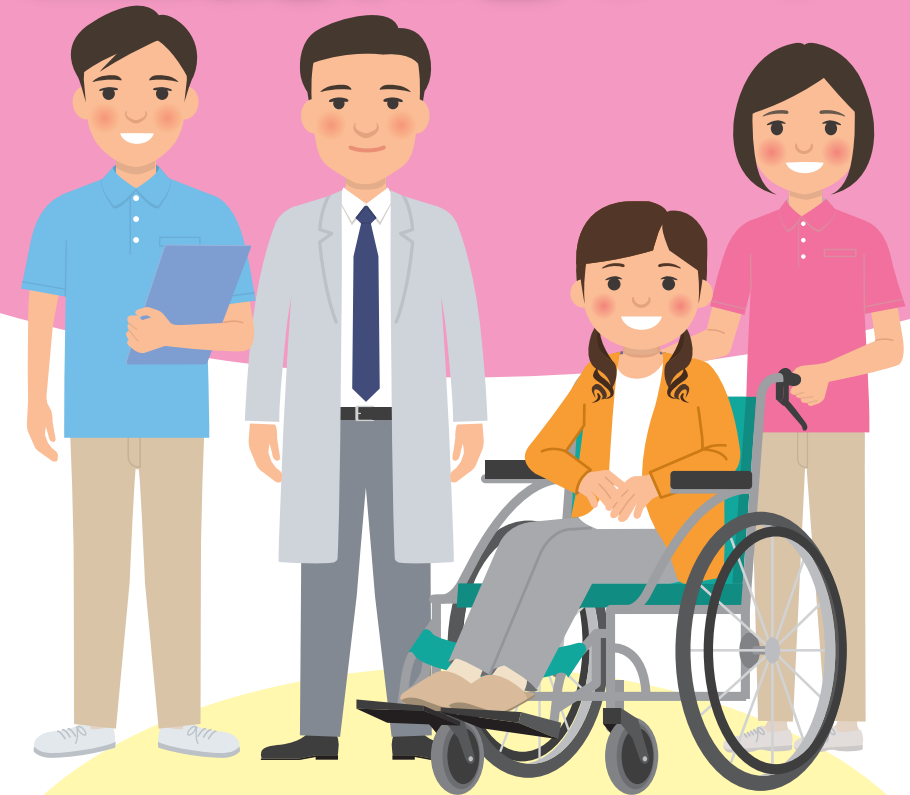


岐阜県教育委員会 特別支援教育課

〒500-8570 岐阜市数田南2-1-1
TEL.058-272-8751 FAX.058-278-2823

本リーフレットは、岐阜県立特別支援学校における
医療的ケア実施要項に基づき作成しています。
令和7年7月作成

特別支援学校における 児童生徒の 医療的ケア



みんなが安心できる
学校生活のために

岐阜県教育委員会 特別支援教育課

学校における医療的ケア

目的

医療的ケアを実施することにより、安全で安心な学校生活を保障します。

対象となる児童生徒

医師がいない状況でも、医師の指示に基づき医療的ケアが実施でき、学習活動に参加できる児童生徒。

実施することによる効果

- 授業の継続性の確保
- 訪問教育から通学への移行
- 登校日数の増加

看護師が行う医療的ケアの種類

医療的ケアの内容

- ・学校生活を送る上で必要不可欠なものに限ります。
- ・在宅医療で認められている範囲内で、十分に安全を確保した上で医師の指示があった内容を実施します。
- ・学校に勤務する看護師が実施できる医療的ケアに限ります。
- 痰等の吸引
- 経管栄養(経鼻胃管・胃ろう・その他)
- 導尿 ●酸素吸入 ●薬液噴霧吸入
- 気管切開部の衛生管理
- 人工呼吸器の作動等の確認と回路の管理
- てんかん発作時の坐薬の挿入
- その他(在宅医療で認められている範囲内)

医療的ケアを支える仕組み

医療的ケアにおける指導医

- ・指示書の作成
- ・主治医や学校医と連携
- ・定期的な巡回指導

看護師

- ・日常の医療的ケアの実施
- ・健康状態の引継ぎ

学校医

- ・定期健康診断
- ・保健管理について指導

担当教員・養護教諭

- ・日常の健康の把握
- ・健康状態の引継ぎ

主治医

- ・児童生徒や学校の状況を踏まえ、書面による情報提供(診療情報提供書)
- ・緊急時に係る指導・助言
- ・手技に関する看護師への指導

保護者

- ・医療的ケアに必要な物品等の準備

医療的ケア検討委員会

- ・主治医の診療情報提供書・指導医の指示書をもとに、医療的ケアが安全に実施できるかどうかを校内で検討し、決定します。

医療的ケアの実施に向けて（新入生編）

入学前

保護者

- 市町村教育委員会の就学相談
- 特別支援学校の教育相談
- 学校見学や一日入学等

- 「医療的ケア実施依頼書」を校長へ提出
- 「医療的ケアを必要とする児童生徒についての診療情報提供書」を主治医より学校指導医へ提出

学校

- 学校で必要な医療的ケアの概要を伺います。

入学

医療的ケアの実施

- 日常の健康状態の把握 ●必要な医療機器等の準備・管理 ●緊急時の連携
- 登下校の送迎(常時医療的ケアが必要な場合) ●「健康カード」の提出
- 看護師への健康状態の引継ぎ

準備期間（2週間～1か月）

- 看護師、養護教諭、担当教員への健康状態の引継ぎ
- 看護師との手技の確認
- 一定期間付き添いをお願いするケースがあります。

- 医療的ケア検討委員会
- 「医療的ケア実施通知書」の通知
- 医療的ケア実施の報告
- 指示書の作成
- 各種マニュアルの作成
- 主治医訪問(必要に応じて)